

機密性2

広島高裁総第886号

令和5年12月21日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

広島高等裁判所長官 中山 孝 雄

調停運営協議会の協議結果の要旨について

(7月21日付け民二第1862号に対する報告)

標記の協議会の協議結果の要旨は、別添のとおりです。

令和 5 年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事及び家事共通問題

1 協議問題 1 について

「メリハリのある調停運営のための各庁の取組について」

- ・ 各調停事件類型の審理モデルを作成し調停委員会での認識を共有するとともに、当事者に対しても同モデルを用いて調停の流れを説明している。特に遺産分割調停においては、全体の中の今はここを話しています、といったように見通しを立てて説明をすることで、話の蒸し返し等を防ぐことができている。
(■■■■家裁)
- ・ 第 1 回期日では比較的しっかりと傾聴するが、2 回目以降はホワイトボード等で争点を視覚化して共有し、明確にしていくことに重点を置いていく。そうすることで、期日間において準備すべきことも明確になり、当事者への指示も通りやすいと感じている。(■■■■家裁)
- ・ 当事者双方の呼び出し時間を一律 30 分ずらすのではなく、15 分にする、あるいは同時にするなど、状況に応じ柔軟に対応している。全体として調停時間が 2 時間を超えた場合は、必ず書記官から調停室へ声かけをすることとなっており、調停委員の意識付けにもなっている一方、回数や時間の上限を決められるとプレッシャーに感じることもあるとの意見もある。ただしこういった実感等についても、裁判官・書記官・調査官・調停委員とで議論する場を定期的に設け、その中で共有できており、率直に意見交換できる場を設けること自体にも意義があると感じている。(■■■■家裁)
- ・ 初回を除くすべての期日で「2 期日指定」を行っている（初回期日後に 2 回目・3 回目の期日を指定し、その後は必ず 2 期日指定している状態とする）。次回期日が 1 か月以内に入らなかったとしても、その次の期日は短いスパンで入る形で指定しており、代理人弁護士から好評を得ている。(■■■■家裁)

- ・ 事前に調停委員において争点を整理し連絡表などに記載しておくことで、中間評議の時間を短くし、調停時間全体の短縮につなげられるよう取り組んでいる。また、合意点や争点をホワイトボード等で可視化し当事者に提示することで、調停を効率よく進めることができていると感じている。(■家裁)
- ・ 裁判官による詳細な評議メモの作成や法的観点からの資料添付により、自信を持って調停に臨むことができている。(■家裁)
- ・ 次回期日で何をするのかという方向性を定めた上で、それを当事者にきちんと理解してもらい共有することが調停委員の重要な役割の一つであると考えており、説明の際にホワイトボードを活用する、宿題の提出期限は「期日の1週間前」などのあいまいな表現でなく日にちで指定する、提出がない場合は書記官が重ねて連絡・指示を行うという各取組を行っている。(■家裁)
- ・ 当事者が30分で話せる範囲で準備をしてくることもあるなど、当事者側にも調停の時間管理についての意識付けがなされてきているように感じている。(■家裁)
- ・ 争点整理に使用したホワイトボードを、写真を撮るなどして持ち帰ることができれば、裁判所と当事者の認識共有がより正確に効率的にできるのではないかと。また、ゼンリンの地図で取得できる情報やインターネット上に公開されている情報など、当事者からの提出を待たずして取得でき、かつ調停における補助的資料になるものについては、ある程度裁判所において収集できるような仕組みがあれば、期日間準備がより充実するのではないかと。さらに、期日間に当事者から書面等提出があった際は調停委員へ漏れなく連絡する、提出書面を事務所等へFAXするなどしていただければ、調停委員としてもより充実した期日間準備が可能となるのではと感じている。(■家裁)
- ・ 民事調停においては特に、事件が複雑化し争点把握が困難である中、当事者との課題共有のあり方が大変重要だと感じている。例えば、裁判所と当事者双方とで把握した期日の結果を何らかの手段で記録化して持ち帰り、前日期日の

蒸し返しが起きないような方策があればよい。さらに、当事者との期日間でのやりとりにおいてメールが使用できるようになれば、より円滑な調停運営を行うことができ、解決までの時間短縮にもつながるのではないか。（■■■■地裁）

- ・ 民事家事問わず、高齢者の調停事案においては当事者の主張の把握や時間管理等が非常に難しいと感じている。成立にこだわらず、たとえば第三者機関とのつながりを作るなどした上で不成立としたケースもあった。（■■■■地裁・■■■■地裁）

- ・ 民事調停において、資料が膨大であるもの・医療事件・建築紛争・刑事事件が絡むものなど、非常に複雑な事件が増えていると感じている。そういった事件では、裁判官作成の争点整理メモ、指示メモ、事前評議、中間評議などにより自信をもって調停に臨むことができている。

（■■■■地裁・■■■■地裁・■■■■地裁）

- ・ 当事者と直接接している書記官からの情報は非常に役に立つと感じている。どういった方か、どういった案件か、一般的に想定される争点など、書記官視点でのレクチャーによって方向性が定まることもある。書記官との連携にも力を入れていきたい。（■■■■地裁・■■■■地裁）

- ・ 家事民事問わず、協議会で話題となった調停運営に関する課題やそれに対する各庁の解決策については、研修等の機を捉えて管内全体で共有できるようにしていただきたい。（■■■■地裁）

2 協議問題2について

- ・ 知られたくない情報は各当事者が責任を持って管理するという意識付けをすすめるためにも、提出書類すべてに秘匿情報記載の有無に関するチェックシートを添付してもらおう取扱いとしている。（■■■■家裁）
- ・ 情報の取扱いに細心の注意を払っていても、市役所や探偵（と思われる者による情報収集）、当事者が発信するSNSなどにより、相手方が情報を知っていた例もあり、対応に苦慮したことがあった。当事者に対し、事前にSNSでの発

信等につき注意喚起しておくということも考えられるのではないか。(■■■家裁・■■■家裁)

- ・ 当事者間秘匿制度を利用した申立ての実例はなく、制度自体が一般の方に知られていないということも一因であろうが、家裁においては、手数料のかからない非開示希望申出の運用によってすでに当事者の目的が達成されているということも背景としてあるのではないか。(■■■家裁)
- ・ 研修等の場で裁判官や書記官から当事者間秘匿制度についての説明があったため、そういった機会を利用し、調停委員の間でも同制度の施行に向けての準備等を行った。(■■■地裁・■■■地裁・■■■地裁・■■■地裁)

第2 家事関係問題（協議問題3について）

- ・ ウェブ調停には非公開性の担保への不安を上回る利便性があると感じている。従来の電話会議では見えなかった表情や姿が見えるようになることで、意思疎通しやすくなり、調停も進めやすくなったと感じている。一方で、自宅等から参加することで、当事者の気持ちや態度が大きくなるような印象があり、この点は警戒が必要ではないか。(■■■家裁)
- ・ 特にDV事案においては、シェルター等に入所している方や未成年者などの顔や様子がよく分かり、ウェブ調停の活用が有効であると感じた。一方で、スマートフォンやタブレットからの接続の実績がないことから、こういった端末利用時の非公開性の担保については不安を感じている。(■■■家裁)
- ・ 非公開性の担保については、チェック表を作成し、本人確認や周りに人がいないかの確認、禁止事項の説明等を調停委員が漏れなく行えるようにしている。(■■■家裁)
- ・ 接続トラブル時に備え、当事者側のウェブ調停への接続手順を事前に調停委員に教えておいていただければ、対処がスムーズに行えるのではないか。(■■■家裁)
- ・ 運用開始以来大きなトラブルは起きておらず、また運用開始前にあった操作

等への不安の声も今は一切聞かれなくなった。模擬調停等の事前研修が不安解消に役立ったように思う。(■■■家裁)

- ・ ウェブ調停の活用が進んでいくと、ウェブ調停が原則となってしまう、対面の方が望ましいと判断した案件において、当事者に対する理由の説明に苦慮することがあるのではないかと懸念している。(■■■家裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 家事調停においては、時間がかかる、対面でやるなどの固定観念があったように思うが、各種取組によって少しずつ意識を変え、取組を検証し工夫することを繰り返して、より分かりやすい、使い勝手のよい調停に近づけていければと思っている。そのためには各職種間で意見交換し、知恵を出し合い、連携協力していくことが不可欠であると感じている。
- ・ 管内各庁において評議が非常に上手く活用されており、成果も得ているということが分かり大変嬉しく感じた。
- ・ 民事調停事件の新受件数が減少する中で、先行する家事調停の取組のうち取り入れられるものは取り入れ、より品質のよいものにしていくことが、今後の民事調停の利用促進にもつながっていくのではないかと。
- ・ 当事者間秘匿制度の運用においては、自らが情報を管理し手続をすべきであるということを、当事者自身に理解してもらうことが調停委員会の重要な役割である。調停委員と裁判所とで協力し、制度の定着に努めていかなければならない。